

令和4年度第2回
東京都ひきこもりに係る支援協議会

令和5年2月13日

(午後5時00分 開会)

○小澤生活支援担当課長 定刻となりましたので、ただいまから、令和4年度第2回東京都ひきこもりに係る支援協議会を開会いたします。

本日の開催に当たりまして、委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、御出席くださりまして、誠にありがとうございます。

議事に入りますまでの間、進行役を務めさせていただきます、生活福祉部生活支援担当課長の小澤でございます。どうぞよろしく願いいたします。

初めに、本日の会議資料ですが、資料1から資料12と参考資料を事前に送付させていただいております。議事の都度、落丁等ございましたら、事務局にお申出ください。

また、本日の会議ですが、ウェブ会議形式による開催としております。協議会設置要綱第9条によりまして、会議は公開となっております。

また、本日、傍聴の方がいらっしゃいます。会議資料及び議事録につきましては、後日ホームページに掲載させていただきます。

委員の皆様が御発言される際は挙手していただき、会長から指名されましたら、マイクのミュートを解除した後に、御所属とお名前をお願いいたします。その後、続けて御発言をお願いします。

なお、発言が終わりましたら、最後マイクをミュート状態にしてください。

接続状況を考慮して、ビデオを停止している場合には、チャットを使用してお知らせください。

また、接続状況が悪い場合には、ビデオを停止するか、一度退出して再度入室するなどの対応をお願いいたします。

続きまして、委員の皆様の出欠について、御報告します。

本日は、一般社団法人ひきこもりUX会議代表理事の林委員、都立中部総合精神保健福祉センター地域支援科長の西委員、公益財団法人東京しごと財団正規雇用対策担当課長の小倉委員の3名より御欠席の連絡をいただいております。

なお、東京学芸大学准教授の福井委員が遅れて御参加される予定です。

また、足立区福祉部長の中村委員の御後任といたしまして、9月より千ヶ崎足立福祉事務所長に就任いただいております。

それでは、千ヶ崎委員より一言、御挨拶をよろしく願いいたします。

○千ヶ崎委員 足立福祉事務所長千ヶ崎でございます。皆様、どうぞよろしく願いいたします。

○小澤生活支援担当課長 ありがとうございます。

続きまして、東京都の出席者を御紹介させていただきます。

高橋生活福祉部長でございます。

それではここで、高橋生活福祉部長より御挨拶をさせていただきます。

○高橋生活福祉部長 御紹介にあずかりました東京都福祉保健局生活福祉部長の高橋でござ

ございます。委員の皆様方におかれましては、日頃より東京都の福祉保健医療行政に多大なる御協力をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

また、本日は御多忙のところ、御出席賜り、誠にありがとうございます。

さて、前回8月の第1回東京都ひきこもりに係る支援協議会におきましては、福井委員から家族支援について、分かりやすいプレゼンテーションをいただいたほか、ひきこもりに関する広報部会における議論について、事務局及び徳丸部会長より御報告いただきました。

また、ひきこもり等支援プログラム検討部会の設置等について、事務局より御説明させていただきました。委員の皆様からは、家族支援の重要性や効果的な広報、情報発信などについて、様々な御意見、御提案をいただきました。本年度2回目の開催となります本日は、これまで2回実施いたしました、ひきこもり等支援プログラム検討部会における議論を踏まえて作成いたしました、ひきこもり等のサポートガイドライン（案）及びガイドラインの活用方法などについて御報告し、御議論いただく予定ですので、皆様から御意見いただければと考えております。

また、令和4年度の都の取組、家族向けパンフレット、それと令和5年度の都の取組案についても、意見交換を予定しておりますので、そちらについても幅広く皆様から御意見をいただければと思っております。

今年度の支援協議会は、今回で最後となります。次回は、来年度の開催を予定しております。ひきこもりに係る支援の充実に向けた提言を踏まえたひきこもりに係る支援の推進に向けて、引き続き皆様のお力添えを賜りますようお願いし、私の挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いたします。

○小澤生活支援担当課長 では、これ以降の進行を笠井会長をお願い申し上げます。

○笠井会長 笠井です。よろしくお願いたします。

それでは、議事に入らせていただきます。

前回8月の第1回協議会では、主に3点の議題について、御議論いただきました。

1点目は、家族支援について、福井委員にプレゼンテーションをいただきまして、皆様から多くの御意見をいただきました。

2点目は、都の広報事業の充実に向けて実施したひきこもりに関する広報部会での検討について、皆様と共有し、貴重な御意見をいただきました。

3点目は、ひきこもり等支援プログラム検討部会の設置について、皆様から賛同の御意見をいただきました。

そこで、本日の議題は、4点予定されております。

まず1点目は、今年度これまで二回実施しておりますひきこもり等支援プログラム検討部会での検討について、皆様とこの場で共有し、御意見を頂戴したいと思っております。

2点目は、広報事業など都の令和4年度ひきこもりに係る支援事業の取組についてとなっております。

3点目は、令和4年度の取組の中から、KHJ全国ひきこもり家族会連合会とともに作成した家族向けパンフレットについてです。

最後に4点目は、令和5年度の都のひきこもりに係る支援事業の取組についてとなっております。

それでは、議事の一つ目、ひきこもり等支援プログラム検討部会の報告について、事務局から御説明をお願いいたします。その後、中島部会長、斎藤副部会長からも御発言をいただければと思っております。よろしくお願いいたします。

○小澤生活支援担当課長 それでは、事務局から御説明をいたします。

初めに、資料3を御覧いただきたいと思っております。2回の検討部会を踏まえて、ガイドラインの案を御提示しております。下線見え消しのところは、前回の第2回検討部会でいただいた御意見等を反映させていただいたものです。

ガイドラインですが、会長からお話がありまして、ひきこもり等支援プログラムを2回の検討部会で改定を案にしたものでございます。

「はじめに」のところ、支援の方向性として、この下半分にございますとおり、当事者一人ひとりの尊厳を守る。地域の理解者や協力者を広げる。それから3番の「当事者本意」の視点を徹底する。4、家族支援を推進する。5、当事者の多様性に合わせ、寄り添う。というところで、提言の理念を引きまして、また、2ページの下の方、「また」のところ以降、支援対象を若者に限定せず、家族を含む全世代を対象とし、さらにということで、支援より広い概念として「サポート」、「サポート」は支援、相互扶助、緩やかな繋がりなどを指しております。こちらを担うことといたしまして、目的を当事者や家族が、自己肯定感、自尊感情を取り戻し、生きる意欲を高め、人とのつながりを取り戻す。こういった考え方を、サポートガイドラインとしてまとめたものでございます。

ガイドラインの留意事項でございます。3ページ目の下の方です。

ガイドラインの実施主体はひきこもり支援に係る活動を行う団体（当事者の自主的な活動や地域、家族会を含むもの）でございます。

また（3）で、様々な関係機関との連携、（4）で広域連携の視点等も入れまして、（5）で、家族（きょうだいを含む）に対するサポート支援ということで、考え方を入れています。4ページ目です。

それから（6）のところ、オープンダイアログの視点というのも、追加をさせていただいております。

5ページ目は目次で、5ページ目以降が、ガイドラインの本文になってございます。

6ページ目、このガイドラインの目的をイメージしたものを図にしておりまして、それ以降、ガイドラインの本体となっております。

7ページ目、サポートについては三つ、1から3まで挙げておりました、1が相談・支援でございます。

9ページ目から、2のところ、2が居場所の提供でございます。

10ページ目、一番下のところですけど、社会参加への準備支援でございます。それぞれ、考え方についてまとめてございます。

最後14ページでございます。第4、サポートの実施に当たっての共通留意事項ということでございます。こちら1に、人権の尊重という項目を設けまして、基本的人権の尊重、また当事者の意思の尊重、透明性の確保というところを掲げてございます。

次のページ、15ページの5の関係相談機関等と連携した支援体制の構築という中で、サポートに当たって、当事者や家族が身近な地域において、ひきこもりサポートネットと連携してサポートに取り組む。また、各区市町村のプラットフォームに参画していただくという形で、積極的に区市町村と協働するということとしてございます。

16ページには、(2)として、各支援機関等との協力体制ということも掲げてございます。

また、16ページの一番下以降は、オープンダイアログについて掲示をしてございます。

資料4-1、4-2は、各部会での意見を載せておりますので、後ほど御確認いただきたいと思っております。

資料5-1です。こちらは、ひきこもり等の若者支援プログラムと若者社会参加応援事業を来年度以降見直しまして、ガイドラインと全世代を対象とした社会参加応援事業ということを書いてございます。

資料5-2を御覧いただきたいと思っております。

ガイドラインの活用法は3点ございます。

1点目は、このガイドラインを広く周知して活用いただくということ。

2点目は、このガイドラインに沿った支援を、支援団体として連携する団体を「都の連携団体」といたしまして、東京都と協定を締結するということとございます。

(3)は、区市町村が、このガイドラインを参考にプラットフォームを構築していただくということとしてございます。

資料6は、「連携団体」として協定を締結するに当たって、実地確認をいたしまして、団体の理念ですとか、人権、基本的人権の尊重等を確認するということです。記載してございます。

次のページは、除外項目ということで、現行のプログラム、若者社会参加応援事業の中で、除外項目としているところを踏襲する予定でございます。

私からの説明は以上でございます。

○笠井会長 ありがとうございます。

続きまして、中島部会長から御発言をお願いできますでしょうか。

○中島委員 ありがとうございます。

2回にわたりまして、プログラム支援部会を開かせていただきました。今、事務局から御説明あったとおりなんですけれども、まさに象徴的なのが支援という言葉がサポートに直っていると、ここに全てが表れているんじゃないかなと思っています。今までのガイドラインが、このガイドラインの言葉を使ったのも重要だと思うんですけども、ややもすると支援者側がどうやって支援をしていくのかというところが、強く出ていたものを、御説明ありましたように、当事者、家族を主体として、どういったことを考えていくかということが大事な議論の軸になったかと思っていますので、そういった意味で、サポートという、支援という言葉を使わないで、どんないい言葉があるだろうか。そういう中でサポートという言葉が出てきたというのが、非常に重要なメッセージかなと思います。

それから、市区町村との連携も重要な議論になったかなと思っています。これから斎藤委員から御説明あると思いますが、オープンダイアログの議論も出てくる中で、そういったものが盛り込まれることで、厚みのあるものになったかなと思っていますのでございます。

私からは以上です。

○笠井会長 中島部会長様、ありがとうございます。

続きまして、斎藤副部会長からも御発言をお願いいたします。なお、第2回プログラム部会では、オープンダイアログについて、貴重な御発表いただいております、本日の参考資料にも添付しておりますので、その点も含めて御発言いただければと思います。

○斎藤委員 ありがとうございます。

ガイドラインにつきましては、中島部会長がおっしゃった内容とほぼ同意なんですけれども、支援をサポートに言い換える等、非常に、当事者の自尊心、尊厳に配慮した、行き届いた言い回しに変更されているという点であるとか、非常に網羅的に支援のプロセスがカバーされている点も非常に評価できるかなと感じております。

私は、専らこのオープンダイアログに関して担当させていただいたんですけども、オープンダイアログと申しますのは、ここにも付録にもありますとおり、もともとは精神病のケアの手法であり、ケアのサポートシステムであると。いろんな意味がある、統合的なアプローチなんですけれども、特筆すべきは、手法の中に非常にその当事者の権利とか、それから尊厳とか、そういうところを設定して尊重するという姿勢がずっと一貫しております、なので、手法自体はそのまま使えないにしても、その部分的な、どういう配慮をしていくのが望ましいのかということについての指針としては、使えるところが随分あるということで、私の分析ですけれども、この付録の資料の中の、有用な部分に関しては、私が自分で抽出して、書き記したところではあるんですけども、こういったものを参考にいただければ、現場で、当事者が支援者によって、尊厳を

傷つけられたりとか、力を失うといったことが減るのではないかということを考えまして、かなり長い文章になってしまいましたけれども、できるだけコンパクトにまとめたつもりではあります。

このとおりに実行する必要ないのかもしれませんが、できるだけこれに即した精神といいますか、マインドセットといいますか、そういう姿勢で当事者に向き合ってもらえれば、少なくとも当事者との対話は継続できると。そのうちになかなかそういった、動かなかった当事者の中にも変化を呼び起こせるかもしれないという期待も込めて、まとめさせていただきましたので、ぜひ参考にしていただければと思います。

私からは以上です。ありがとうございました。

○笠井会長 斎藤副部長、ありがとうございました。

それでは、御意見のある方は、挙手お願いしまして、ぜひ活発に御意見をお願いいたします。いかがでしょうか。

井利委員、どうぞ。

○井利委員 青少年健康センター茗荷谷クラブの井利と申します。ありがとうございます。

このたびの支援という言葉がサポートに変わったというところで、とても理念としては、私もいいかなと、よかったかなと思ってはいるんですけども、ただ、こう、実際にこれを読んだ方が、じゃあここは一体何をしてくれるところなんだろうという、何か曖昧なところというのがすごくあるなというところを、何となく感じているかなという部分はあります。

ただ、それを少しでも曖昧じゃなくて、何かしてくれるんだ、助けてくれるんだと、一緒に助け合ってやっていけるんだというような感じが出てくるというところで、オープンダイアログの視点を入れていくということは、非常に大事なかなとは思っているんですけども、ただ、この冊子で、オープンダイアログがどれぐらい伝わるかなというところは、ちょっと今後、検討していくところかなと、一つ思っている部分はあるかなと思います。

あと、私は臨床心理士で、公認心理師でもあるんですけども、やっぱり専門職といったものの、連携、もう少し例えば、最初の部分で、心理職の方とか、あと多職種の福祉職の方とか、いろんな多職種の、やっぱり専門的な知識を持っている方がいらっしゃるというところで、例えば、心理職ですと、心理検査とか、家族療法とか、カウンセリングとか、そういったところで、最初の時点で、カウンセリングをやって非常に救われて、そこから新たに進んでいったというような、当事者の方の声も多々聞かれるわけで、そういった意味では、専門職の方をどううまく使っていか、どう連携していくかというところの視点がもう少し、どこかで入ってくるといいかなと思います。

というのは本当に、確かに支援といった、そういった専門的な支援といったものを具体的に、必要としている方はやはりいらっしゃると思いますので、例えば、福祉的な部分にしてもそうですよね。生保の話とか、そういった喫緊の経済的なところを何とかし

なくちゃいけないという方もいらっしゃるし、あるいは、精神疾患というものを持ちながら、そこをどうしていけばいいのかといった、確かにそういった専門的なところが必要な方も、一定数はいるだろうなと思いますので、そのところを、留意事項とか、そういったところに少し加えていただければなとはちょっと思いました。

この留意事項の様々な関係機関との連携ですかね。3ページの3番のところになると思うんですけども、こういったところにやはり、きちんとした専門職を持っている方もいらっしゃるから、ある意味、一定数の方にとっては安心できるといったようなところを、サポートという言葉に変えたということもありまして、そういったところを入れていくことは大事なのかなと思います。

あと、見せていただいて、臨床心理士というのが全部消えているというところで、やはり私は心理士でもあり、公認心理師でもあるんですけども、そこはどうして消えてしまったのかなというのが、ちょっと思いました。

以上になります。ありがとうございます。

○笠井会長 井利委員、ありがとうございました。

ほかに、御意見でも結構ですし、それに対してでも結構です。

上田さん、どうぞ。

○上田委員 このたびのサポートガイドラインは、全面的に本当に大切な点を盛り込んでいただき、家族会がもともと相互扶助でやっておりますので、支援団体ではないといったところで、やはりサポートという言葉が、固定した一方的な支えられる側、支える側という関係ではなく、互いに支え合う、循環で、学びあったり、気づきあったりするといったことも広くサポートであるということ、ここに盛り込んでいただけたことは非常にありがたく、前向きに受け止めております。

その上で、今、井利委員からもありましたけれども、専門的な部分は、家族会も、家族同士の学び合いから、専門的な機関との連携、そして信頼関係づくりもすごく大事に思っております。

そういったところから、このサポートをどういうふう、人権のところも含めてなんですけれども、御本人や御家族の思いや心情に寄り添うということも文言に含まれておりますので、そういう心情に寄り添う支援の方や有識者の方が、本当に増えてほしいということが、ガイドラインの根底の部分として、私は出ているのではないかと捉えておりますので、広くこのガイドラインが、ひきこもりや御家族本人の理解促進につながるものであることを本当に願っております。

その上で、一つ、家族会はやはり、御家族は片仮名の文言について、これは家族が読むだけではないと思うんですけども、特にあのオープンダイアログのところをちょっと私も読ませていただいたんですが、ポリフォニーですとか、リフレクティング、後ろにもリフレクティングとは、とは書かれているんですけども、ちょっとこれは一体、どんな意味なんだろうと、オープンダイアログの知識のない方には分かりづらいもの

ではないかなと感じまして、ちょっと言及させていただきました。

私もオープンダイアログの理念は非常に、相手を変えようとしなない、まず、相手の話を聞くということ。そこはとてつごく大切な理念だと思っておりますので、それが現場に届くような説明が加わるといいのかなと思ひました。

そうですね。あと、これも既にここに書かれておるんですけども、家族との信頼関係の構築といったところで、当事者、なぜ家族関係の信頼が大切かというところに、当事者支援の土台になるという説明があるんですけども、これが、2ページと4ページで、説明の仕方がちょっと、2ページの4番は、「当事者支援の土台となります」と書かれてはるんですが、4ページの(5)は、これ私のほうで指摘させていただいたんですが、「当事者が家族以外の人たちと出会うて関わっていくきっかけを得やすくなる」という、こちらのほうが分かりやすいかなと思ひて、こちらに統一してもいいのではないかと思ひましたので、ちょっと指摘させていただきました。

あと、公認心理師の漢字が、1か所違つておりましたので、こちらは9ページです。ちょっと御指摘させていただきます。

以上になります。ありがとうございます。

○笠井会長 上田様、ありがとうございます。

今、2名の委員の方から御意見いただきましたけれども、それ以外の御意見でも、また2名の方に対する御回答、または御意見などいかがでしょうか。

○小澤生活支援担当課長 東京都から、補足の御説明をさせていただきたいと思ひます。

今回のガイドラインの改定に当たつて、委員もそうなんですけれども、若者社会参加応援事業の登録団体の皆様との関係ですね。東京といたしましては、これまでの団体との関係を見直して、それを全部変えてしまうということではなくて、やはり若者支援という中でのプログラムの位置づけは、新しいガイドラインになつても、基本的にはそこに残つてはるものと考えてござひます。

そんな中で、それ以外の様々な支援団体、地域の団体や地域家族会ですとか、あるいは専門性というところとはまた異なる当事者の主体的な活動で、林委員からは居場所というものの位置づけについて、支援を受ける場ということではなくて、ただ居て良い場所であるという、そんな考え方もいただひておひます。

新しいこのガイドラインについては、そういったものを広く受け入れるという観点で、それぞれを否定することなく、それぞれの主体性を受け入れるものとしていきたいなとと考えてござひます。

専門家との連携のところは、そういった考え方の中で、三つのサポートのうち、7ページ、相談支援の中では、9ページ(5) 専門職からの意見聴取というところを含め、2の居場所の提供の中には、これはもう、ただ居て良い場所という中で、こういったものを設けておひませんかけれども、もちろんその居場所の中で、専門職と連携をするということがあつても構わない。いろいろな様々な居場所があつてもいいと考えておひます。

3の社会参加への準備支援は、相談支援と同様に、14ページ（5）の中で、専門職からの意見聴取という形で盛り込んでおります。また、オープンダイアログの生かし方についても、このガイドラインの中に全て盛り込むということは、やはりなかなか難しいと考えております。今後、来年度以降、このガイドラインの考え方を、いかにこのガイドラインを活用の中で生かしていくかというところは、非常に重要だと考えてございます。

それから、前文、ガイドラインの前のはじめにのところがなんですけれども、1ページ目、2ページ目のところでのこの記載は、1ページ目の真ん中にあるように、提言において掲げる支援の方向性ということで挙げておまして、この1ページから2ページのところは提言の引用とさせていただいております。なので、ここについては、基本的には引用という形でさせていただいて、1ページの一番下の回復については、米印で提言の記載にちょっと追記するような形で、補足をしています。回復については、提言の場合には、前の前文のところできいろいろと理解が深まる場所なんですけれども、ここだけ挙げると、この回復という言葉が独り歩きしてしまうというところも踏まえて、回復の前提として当事者の生き方の多様性を認めるといったところを補記してございます。

また、この後は、いろいろと議論いただいて、御意見をいただきながら、最後、東京都として、このガイドラインを決定していきたいと考えてございます。

以上、補足でございます。

○笠井会長 事務局、ありがとうございました。

いかがでしょうか。まだお時間ありますけども。

中村委員、どうぞ。

○中村委員 こちらのサポートガイドラインを読ませていただいて、中高年層を含めた全年齢、全世代に対応したというところはすばらしいなと思った反面、こちらの活用者、実施主体が、「主に都内でひきこもり支援にかかる活動を行う団体（当事者の自主的な活動や地域家族会を含む。）」となっていますが、私が読んだだけでも、非常に難しく感じてしまって、それを地域の家族会の皆様と一緒に勉強会で使うとなると、言葉が大変難しいように感じられたというのが第一印象です。

このガイドラインをどのように活用するのかという活用方法を、もう少し教えていただきたいなと思ったのが1点と、この中に出てくる4ページに支援員という言葉が出てくるんですが、支援員というのが、どういう位置づけの人になるのだろうか。適切な支援員の確保と、9ページにございますけれども、相談支援の経験を有する公認心理師などの専門職を有する者とか、適切な研修を受けた者がこちらの支援員の確保を行うとなっているのでしょうか。

どなたが支援員というものを構成していくんだろうかということが、いま一つ私には分かりづらかったので、その点、解説をいただくと助かります。よろしく願いいたします。

○小澤生活支援担当課長 東京都からその辺り、確かに、第1回目の協議会の中で、この部会を立ち上げる説明の中だけでは、少し説明が確かに不十分だったかもしれません。

資料5-1を改めて共有いたします。

大前提といたしまして、今回、東京都として何の検討をお願いしたのかというところでございます。

令和4年度まで、若者社会参加応援事業ということで、東京都実施をしております、これが、若者支援プログラムに沿って訪問相談、フリースペース、社会体験活動という三つの区分に基づいて、これを実施する団体に申請いただいて、東京都のほうで、このプログラムに該当しているかどうかを審査して、登録しております。現在、20団体参加いただいております。

東京都としては、この若者社会参加応援事業を実施する前提としてのプログラム、NPO法人が実施する取組の枠組として、設けていたものでございます。

この大きな考え方は、基本的に踏襲をしながら、これを新しい考え方を含めたものでございますので、一般の普及啓発用ということでは、まずないというところを大前提として、御説明をさせていただきます。

その中で、このプログラムを見直す前提として、この真ん中のような状況があって、来年度から東京都として新しい社会参加応援事業というのを実施していくと。東京都が、この団体と連携をしながら、当事者・家族が、利用できる支援の選択肢を広げるという考え方に立っています。

その中で、若者支援プログラムの大きな考え方が、その上にあるように、支援の目標を自立支援と置きながら、これを効果的にやるものとしてプログラムを実施しておりますけれども、各団体、こういった要素は持ちつつも、いろんな対象の方と実際には広く受け入れながら、様々な団体の特徴を踏まえて、支援をなさっていたところがございます。

これを、これから中高年齢層の支援を東京都として相談支援の中で実施していくに当たって、特に地域家族会ですとか、当事者の主体的な活動というところも、東京都として、新しく連携の輪を広げていく必要がございます。その考え方としてのガイドラインであるということを、まず、御説明が不十分だったかと思えます。

これがあって資料5-2がございます。

資料5-2は、この考え方をプログラムに反映したガイドラインですけれども、これをまずは支援団体に、新しく広げた考え方を御理解いただくために、これは東京都としてもこのガイドラインを各団体さんにしっかりとお伝えするような考え方が必要でございますし、また、区市町村の皆様も、民間支援団体と連携をしていく前提として、こういった考え方をしっかりと押さえていただくということで、活用していきたいと考えております。

一方で、中村委員がおっしゃったように、ぱっと見て理解できるようなものではなか

なかないかと思えます。特に、地域家族会ですとか、当事者団体と東京都が連携するに当たっては、分かりやすくかみ砕きながら、この趣旨をお伝えしていかなければいけないと考えてございます。

(2)は、プログラムの時代には、自立支援に効果的でないといけない。それを検証するような内容でなくてはいけなかったんですけども、そうではない、幅を広げるガイドラインになりましたので、これは東京都の連携団体として、東京都も相談支援の中で、そこに紹介してお任せするという考え方ではなくて、東京都がひきこもりサポートネットも、そこを連携団体と協力しながらやっていく。お任せするのではなくて、一緒に相談支援の中で取り組んでいく。区市町村も、団体にお任せするのではなくて、民間支援団体と連携しながらやっていくという考え方でございますので、ちょっと多分に専門的な要素はございますけれども、そういった趣旨のものであるということでございます。

説明が長くなりましたが、中村委員、このような御理解でいただけますでしょうか。

○中村委員 ありがとうございます。

そうすると、こちらのガイドラインは、当座、今登録している20団体との関係においてということであり、これから先、その後を広げていくということであるとか、全年齢の当事者、家族が利用できるようなとなると、今の若者サポートステーションであるとか、若者総合支援センター等が年齢の枠組みを設けているということについては、これがある程度柔軟にしていくことも含まれているのでしょうか。

ちょっと質問してしまいましたが、もう一つの支援員についても、どなたかから、教えていただければと思います。

以上です。

○小澤生活支援担当課長 失礼しました。

先に、公的機関のところですけども、公的機関の活動をこのガイドラインは縛るものではありません。それぞれ若者サポートステーション、年齢の見直しが一昨年でしたか、ありました。そういった各事業の考え方が、それぞれの法律に基づいて、また設定されていくと思います。

支援員という考え方、こちらの地域家族会の資料等でも支援員という言葉が使われておりますけれども、これは支援する方という考え方よりも、この団体で提供する側の方のことを支援員という言葉で一般化した形で活用してございますけれども、サポートの考え方の中では、先ほどの井利委員のお話もございましたが、支援を指定するものではありません。最初のサポートの定義の中に入っておりますけれども、支援という考え方もあり、相互扶助の考え方もあるという中で、支援員は参加者と協働の関係だったり、支援の関係だったり、いろいろするかと思えますけれども、あくまでもこのガイドラインの考え方としては、東京都と連携する団体の中で、提供する側の方の立場の人のことを支援員としております。

以上でございます。

○中村委員 ありがとうございます。

○笠井会長 ほかにいかがでしょうか。

○斎藤委員 よろしいでしょうか。

○笠井会長 どうぞ。

○斎藤委員 オープンダイアログのパートに関してなんですけれども、今回、発表の時間をいただいたことや、このような形で付録に述べさせていただいたことは大変感謝しているんですけれども、確かに、急にこれ、出てきても何だかよく分からないという印象を持つのは無理もないと思います。いきなり7原則と言われてもこれ、何で7原則なんだみたいになってしまうでしょうし、私ですら唐突感を感じますので、多くの方も感じるかもしれないという懸念はあります。

もし、可能であれば、その辺もう少しソフトランディングできるような感じに書き直して、多様なエッセンシャルな部分も、もう少し平易にリライトするということができるのであれば、もうちょっと木に竹が接いたような感じにならなくて済むのかなというふうな、そういう気がしました。

オープンダイアログという言葉はあまり使われませんで、主に対話実践という、より一般語に近い言い方をしていますので、そういった言い方に直してもいいのかなというふうにも思っていますし、出展部分が明らかであれば、紹介文はもうちょっと砕いた、開いた感じでもいいのかなと考えておりますので、よろしく願います。

○笠井会長 斎藤委員、御説明、ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

では、中島委員と向山委員、二人、御意見をいただいて、最後にしたいと思いますが、中島委員からどうぞ。

○中島委員 では、中島から発言させていただいていいですか。

今、斎藤委員がおっしゃったように、対話ということがすごく大事だと思うんですね。何か治療的にといいますか相手を変えるというのではなくて、居場所だったり一緒に時間を過ごしていくということがこのオープンダイアログの中で大事にされている、その理念が伝わればいいと思いますので、できるだけ平易な言葉で表現できたらよりすばらしいなと思って聞いておりました。どうもありがとうございました。

以上です。

○笠井会長 御説明、ありがとうございます。

最後に、向山委員、願います。

○向山委員 世田谷の場合だとひきこもりのいわゆるプラットフォームというものを作って、例えば斎藤先生にいらしていただいたり、林さんにもいらしていただいたり、いろんな機会はあるんですけれども、今すごくちょっと反省していたのが、今、総合の福祉計画ですとか一斉にいろんな改訂が見直しになっていて、計画ものがですね、ちょう

どコロナ禍も越えつつある中で改訂の作業に入っていると、それは子供・若者の分野もそうですし、高齢者の分野も出ているということで、特に重層的支援事業とひきこもりとのリンケージもあって、かなり支援という言葉が相当多発しているんですね。一方で、誰も取り残さないのがアウトリーチで出かけて行って支援が必要な人を早期発見してつなぐみたいな、私は区の中の理論でちょっと危うさも感じていて、やっぱりその御本人や御家族のペースであるとか尊厳であるとか、本来の当事者がちょっと中心になっていなかったなというところで、いろいろ葛藤があった中だったので、今日のサポートですとかそのガイドラインの改訂の中の一番の柱、支援の目標をどこに置くのかということとか、その支援者というか、その周囲の方の心構えとか、やっぱりここをすごく変えていくということ、場合によって医療機関だけに相談にいらしているというようなこともありますので、今後この理念をきちんとみんなが立ち返る一つのバイブルじゃないですが、柱にできるかどうかがとても大きいなと思います。そういう点では、今日これだけやり取りさせていただいて何とか自分の中で腑に落ちていった部分もありますので、本当に中核になる、特に区市町村ですよ、この後の話になると思うんですが、このガイドラインが大きく変わって本当にここは大事にしたというところを伝えながら丁寧に普及していくことが必要じゃないかなと思っております。

ありがとうございます。

○笠井会長 ありがとうございます。

それでは、会議の時間の都合もありますのでここまでとしたいと思います。改めましてサポートという理念の重要性やオープンダイアログをはじめとした対話ということの重要性、その中で専門的なサポートとかをどう位置づけるか、そういったことについていろんな御意見をいただきました。ありがとうございます。

続きまして、議事の2点目ですが、都の令和4年度ひきこもりに係る支援事業の取組についてです。事務局から御説明をいただけますでしょうか。

○小澤生活支援担当課長 ありがとうございます。

では、資料8を御覧いただきたいと思います。今年度実施した取組の内容でございます。

今年度、下のほうの黒の白抜きで書かれている四つ、大きく分けて実施をしてみました。このひきこもり支援協議会の運営のほか、当事者・家族向けの相談支援として、今年度、ピアサポーターによるオンライン相談を家族会に御協力いただきまして実施をしてみました。

また、真ん中のところ、普及啓発・情報発信というところでは、広告事業と、後ほど上田委員のほうから御説明いただきますけれども、家族向けパンフレットも力を入れて、提言の理念を反映した形で実施をしてみました。

最後に、右側でございますように、今年度、サポートネットの継続的な支援を行っていくために、また、多職種専門チームを設置してこの中で区市町村からの世帯全体の複

合的な課題も含めて御相談をいただき、実際に検討してまいりました。また、研修のほうでは、今年度、民生委員・児童委員向けの研修を実施したほか、都道府県による市町村の立ち上げ支援事業ということで、区市町村の新しい事業に対して2年を上限とした補助金というのを今年度から実施してきたところでございます。

資料9を御覧いただきたいと思います。

広報事業については、年度前半に広報部会を実施いたしまして、広報部会で様々御議論をいただきました。この内容を反映して実施してまいりました。現在、この資料9の1枚目にある広報事業を現に実施しておるところでございます。広告事業としてJR中央線快速、都営地下鉄のPR動画ですとか、あるいはコンビニ広告ということでファミリーマートでレジ液晶POPと店内BGMを現在実施しております。また、アイセイ薬局などで15秒のPR動画を掲載しています。

この右側にあるように、ひきこもりは特別ではない、誰にでもあることということで、「つらい時は、誰だって自分の殻に閉じこもる。」というメッセージとともに、今年度こういったコンテンツを作成しています。

次のページ、こちらは新聞広告を8月と9月にそれぞれ、読売新聞、朝日新聞、毎日新聞、日本経済新聞、産経新聞の5紙のほうに広告を掲載しております。また、当事者・家族向けで、これも現在、Twitter、Yahoo! JAPAN、YouTube、LINEにそれぞれPR動画を掲載しています。

東京都からの報告は以上です。

○笠井会長 ありがとうございます。

それでは、この今の御説明に対して御発言のある方はお願いいたします。

いかがでしょうか。

上田委員、どうぞ。

○上田委員 このカタツムリの「誰でも、本当につらい時は殻にこもる。」というキャッチコピーとこのイラスト、私も最寄りの巣鴨駅でポスターを拝見しました。あっという間にポスターがなくなりまして、もっと長期間あればよかったなという実感であります。

あと、これはよく御本人や御家族、経験者同士でも話すんですけども、やっぱりコンビニ向けの広告もそうなんですけれども、これは前もちょっと申し上げたかもしれないのですが、図書館とかにも、もう少しこういった広報の場所が増えるといいなという希望がございます。

また、今回はPR動画の掲載もあるようなんですけども、インターネットで見ることが常時できるのかどうかという辺り、例えばホームページでもここを見れば動画があるよということを伝えられたらいいなと思いますので、ちょっとその辺も聞いてみたいところではございました。

以上です。

○笠井会長 上田さん、ありがとうございます。

どうぞ、事務局から御回答がありましたら。

○小澤生活支援担当課長 PR動画でございますけれども、これは広告期間が終わりましたらまたアップいたしましてリンクを貼るようにしたいと思います。また、様々な広報媒体の送付については、図書館等も検討しながらまた検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○笠井会長 貴重な御意見、ありがとうございます。

ほかにかがででしょうか。よろしいでしょうか。

では、御意見がないようでしたら、また後ほど思いつかれたらお願いいたします。

続きましては、議事の3点目、家族向けパンフレットについてです。事務局から御説明いただけますでしょうか。その後、上田委員からも御発言をいただければと思います。

○小澤生活支援担当課長 資料10を御覧いただきたいと思います。

今年度、東京都はKHJ全国ひきこもり家族会連合会のほうと連携いたしまして、御家族のためのパンフレットということで作成をしております。当事者、御家族に届くメッセージという中で、行政が作成し行政の視点での広報物だけでなく、また御家族の視点、当事者の視点を多分に盛り込んで、そちらの心情の中でこういったものを作成することが重要だと考えまして、今年度、実施をしたところです。今現在、校正等を行っているところです。

東京都からの説明は以上でございます。

○笠井会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、上田委員から御説明を追加いただけますでしょうか。

○上田委員 このたびは家族向けのパンフレットの制作をKHJ家族連合会で受けさせていただきまして、今手元に校正版もありまして、もうすぐ発行といったところまで迫ってまいりましたが、まず、自信を持って申し上げたいのは、家族がどんな情報を知りたいかというのはやっぱり家族会、20年の実態調査の声や、東京都内の家族会、地域家族会に日々やはり接していますと、どんな思いで今どんな情報があれば家族が安心するかというのをやっぱり家族だからこそ知っているわけなんですよね。そこは自信を持って今回このパンフレットに書かせていただきました。家族が知りたい情報をとにかく集約いたしました。

例えばですけれども、家族のよくある声で、親と顔を合わせようとしなくて子供が何を考えているんだろうとか、これからどう関わっていけばいいのか、見守っていけばいいのかといったところの家族の不安な思いなど、家族の体験集という形で、個人は特定しない形で、今までたくさんの家族が思い悩んで身をもって体験してその不安をどう乗り越えてきたかという体験集として、またヒント集という形で家族の声を数多く盛り込みました。

また家族がよくやってしまうあるあるの対応とか、こうすれば御本人との関係がよくなるというところ、そしてまた経験者の立場からと、家族の立場からと、座談会も設け

ております。「笑顔への一步」座談会として3人の当事者、経験者の方、自分が家族にどう関わってほしかったか、なぜ自分は動き出せたのかという座談会ですね。そして、家族の方の座談会も、お父様、お母様、年代も様々なお子さんを抱える御家族の座談会を設けまして、変化のターニングポイントについて話していただきました。変化のきっかけが何なのかというところですよ。そこはどの家族も知りたがっています。そこから見えてくるものは、ひきこもっている御家族、御本人、一人一人背景も違えば、一人一人関わり方も正解はないんですよ。要するに、正解がないからこそたくさん情報を家族もあちこちから得て、自分の我が家だけの処方箋をつくるんです。ここは本当に家族会がやってきた実感として、正解はない、近道はない、特効薬はないんだというところをこの1冊から届けられたらと。私は「読むだけ処方箋」とも思っていますけれども、どんなご家族にとっても、どこかに何かのヒントが必ずあるパンフレットになったかなと思っています。

あともう一つは、この中にごきょうだいや、あと、お身内の方でよく電話があるのがやはり祖父母の方、それから御友人の方からも、何か情報提供をしたいけれども情報をくれないかというお電話はとても多いです。そういうときにもこのパンフレットを差し上げたいなというところをすごく感じていて、とにかく関わる人、例えば115万人ひきこもりがいるとすれば、その倍、300万人ぐらいの関係者がいるわけなので、そういった方とにかく最初の笑顔の一步となるパンフレットになればと思って、読むだけで関わりのヒントが得られるようなものを目指しました。

そして、もちろん支援者や関係の方にも知っていただきたい、今回のガイドラインにも盛り込まれた家族支援、あとは、福井先生にも家族が元気になることがなぜ大切なのかという寄稿文をいただきまして、本当に支援者や関係の方が家族支援の大切さをまたこのパンフレットからも酌み取っていただけるのではないかなと思って、本当に広く皆さんに手に取っていただきたい1冊となったかと思えます。

以上になります。

○笠井会長 上田さん、ありがとうございます。具体的な内容ばかりでなく、その背景の狙いとか思いとか、そういったことも伝えていただきました。

いかがでしょうか。御意見のある方。

森様、どうぞ。

○森委員 上田さん、ありがとうございます。

ちょっと教えていただけたらと思うんですけど、この家族のパンフレットのところで真ん中辺りに「兄弟姉妹の会」が書いていらっしゃるんですけど、上田さんのところで「兄弟姉妹の会」の支援に取り組まれているかなと思うんですが、実際にこの兄弟姉妹の方というのが、割とこういった会というのが多くあるものなのか、なかなかまだ支援が行き届いていないのかという、そこら辺の現状があれば教えていただけますか。

○上田委員 御質問ありがとうございます。

兄弟姉妹の支援は本当にまだまだ行き届いていないという実感がございます。なぜならば、定期的いきょうだいで集まる場所は残念ながら全国の家族会を見渡しても、東京以外ですと隔月で、あと埼玉県とか浜松市と、福岡でも一回やっていたんですけども続かないんですね。いきょうだいも自分の世帯を持っていてほとんどの方は別世帯のいきょうだい、8050に近い高年齢のいきょうだいがやっぱり増えています。そういういきょうだいが時間をわざわざつくって来られるんですけども、本当に集まるところがなくてほとんどの方がホームページ検索で、しかも東京以外の他府県から、一番遠い方は九州からわざわざ来られる方もいるくらいです。ですので、兄弟姉妹の方の支援、そして相談窓口といったところでもっともっと理解が進んでいただきたいですし、いきょうだいの集まりというものも家族だけの家族会と同じように、親と一緒にしゃべれないこともたくさんあって、いきょうだい特有の悩みといったところでもっと資源ができてくると本当にありがたいなと思っています。

以上です。

○笠井会長 兄弟姉妹のことについて重要な対話をありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

○斎藤委員 よろしいでしょうか。

○笠井会長 斎藤委員、どうぞ。

○斎藤委員 家族会ならではの非常に事例がたくさん盛り込まれていそうなパンフレット、ありがとうございます。

ちょっと質問なんですけれども、私どもの家族会、小さいながら家族会をやっているんですけど、調査をしたときに、家族の方のK6という鬱病のスコアが非常に高いことが分かりまして、非常に疲弊しているという現実があるんですね。元気になることはすごく大事だと思うんですけども、何かセルフケアのヒントとしてどういった内容が盛り込まれているのかちょっと教えていただくとありがたいんですけども。

○上田委員 御質問、ありがとうございます。

まさに家族は、本人が苦しんでいるのに自分が外に出て自分だけが何か気晴らしをするとか、楽しんではいけないというすごく自責感や罪悪感が強く、抑鬱感情で本人と一緒にひきこもってしまう御家族もいるくらい、とても家族の自責感が強いんです。実はこの体験集の中に、やっぱり子供がひきこもっているのに親が楽しむのはよくない、後ろめたいと思ってしまうという御家族の声に対して御家族が答えているページがあるんですね。ここはやっぱり私もそうですというところから、楽しまなければいけないというよりも、そう思ってしまうのは本当に普通の感情で、うちの子もそうなんです、私もそうなんですといったところで体験の中にあるお母さんの言葉を載せていたりします。

そのセルフケアといったところは、家族全体が安心していくことが大切ですといったところで幾つかちょっとヒントといったものも書かせていただいております。それがセルフケアにつながっていくために、その「笑顔への一歩」という今回のパンフレットの

このテーマでまさにまず家族が笑顔の一步を取り戻しましょうということを書いておりますので、斎藤委員がおっしゃるようなセルフケアが全体に漂ってはいるかと思えます。何かプログラムがあったりとかではないんですけれども、家族の実感からそういったことを述べております。

以上です。

○斎藤委員 ありがとうございます。

もう一点、すみません。私が臨床でやっているひきこもり症状の中で、大体1割前後にかなり深刻な家庭内暴力のケースがあるんですけれども、家族会全体としてその家庭内暴力事例というのがどのぐらい認識されているのかどうかということと、その辺の対策を、このパンフレットで扱うべきかどうかは別として、このひきこもり対策の中に盛り込むほうがいいと私は思っているんですけれども、それについて何か御意見がありましたら伺えればと思います。

○上田委員 貴重なご意見ありがとうございます。家庭内暴力への対応方法を家族が知っておくというのはとても重要であると思えます。なぜかという、この年末年始もそうなんですが、本人がやっぱりその家庭内暴力を通じて声にならないサインを出しているわけなんです。家庭内暴力への対応を知らないと、親がわらをもすがる思いで自立支援ビジネスに頼ったり、病院に強制搬送するようなことが起きて、誤った対応から親子関係がズタズタになるというケースが発生しています。

全体からどのぐらいの家庭内暴力があると認識しているかということ、私の家族会での感触ですと、家族関係が少しずつ動き始めているというところという二、三割という感じはします。ただ、一番最初に対応を誤って地雷を踏み過ぎた家庭内暴力もありますので、家族会につながっていない方で対応を誤って暴力が起きているというケースはもっとあるのではないかと思います。そういう意味で、家庭内暴力についてもどう対応すればいいかというのを体験集に載せておりますので、まず、とにかく暴力は受け続けるとエスカレートするということと、なぜ暴力が起きるかということについても、これは座談会にも、暴力を受けた親御さんの、なぜあとき、あの怒りはどういうものだったんだろうというのを述懐するところもありまして、読み込むと分かることがたくさんあると思います。

以上です。

○斎藤委員 家庭内暴力に関していうと、しばしばこれは、しばしばは言い過ぎかもしれませんが、2019年の子殺し事件とかがあったりしまして、非常に耐えることの有害性とか、それから一步間違えると暴力的支援業者とか精神科病院への医療法入院とか、そういった基本的には間違っただよってしまうというのがあるので、ある程度これに関してはもう少し抽出して方法論として出してもいいのかなとちょっと思いましたので質問させていただきました。ありがとうございます。

○上田委員 ありがとうございます。

私も本当にそう思います。そこだけをちょっと取り上げて対応集を作るのも本当に重要だと思っています。

○笠井会長 ありがとうございます。

それでは、井利委員、お願いいたします。

○井利委員 ありがとうございます。

本当に家族会はすごく大事で、本当にたくさんの方に参加してほしいと思っているんですけども、相談には来ているんですけど、なかなか家族会があるよと誘ってもなかなかやっぱり来られない方というのがたくさんいらっしゃるというのは現場をやっていて感じる事なんですね。そのときに何で行くののためらっちゃうのかなと思うと、やっぱり自分が変わらなくちゃいけないと言われるんじゃないかという、そこがすごく大きくて、家族会はそういうところじゃないというところが多分この冊子を読めば分かってくれる、いろんな手記とか体験集とかあるので、そこら辺は多分皆さんそういうところを経ながら来ていらっしゃるのでもいいんじゃないかなと、私もすごく読みたいなど今楽しみにしているところなんですけれども。その題名ですね、「「ひきこもり」笑顔への一歩、ご家族のためのパンフレット」って、ちょっと家族が変わればひきこもりが変わるんだよみたいな、そこにそんなような、とにかく笑顔にならなきゃ駄目だよみたいな、そんなのをちょっと感じてしまったところがあって、そうじゃないというところがもうちょっと出るといいかなというのが、何か家族だけが頑張らないと、行くのも大変なのという、そこで笑顔になりなさいみたいな感覚じゃなくて、自分が変化するという事ではなくてというところをもう少し、多分、中身を読めば分かるのかなとは思ったんですけども、表の部分がちょっと引かかったというのが少しありました。そこら辺はどうですかね。よろしく申し上げます。

○上田委員 井利委員、貴重な御意見、ありがとうございます。

実は最初に「ひきこもり理解への道しるべ」とか幾つかテーマ案があって、この「笑顔への一歩」を選んだのがまさにご家族自身がこれが一番いいと選んだんですね。確かに家族会につながるのをちょっとちゅうちょする気持ちの中に自分が変わらなくちゃいけないんじゃないか、私だって今いっぱいいいいなのになぜ私がそこまでと、という御家族の気持ちというのは確かにあるだろうなと思います。ですので、家族会では、まずご家族が楽になるということを伝えていきます。変わるというよりも、まず家族が楽になってほしいという意味の笑顔への一歩と受け取ってもらえるといいなと思って、ちょっと温かいピンクの色合いを使っています。笑顔にならなくても笑顔への何か一歩のヒントが見つかるんじゃないかなというような感じで、自力で何とかするというよりは本当に読むだけで何かちょっと楽になる、ああ、私だけじゃなかったんだと思えるような冊子にはなっているかなと思います。まさに孤立感が少しでも和らいでほしいというところが、この表紙の扉から伝わるといういいなと思っています。

以上です。

○井利委員 ありがとうございます。

○笠井会長 ありがとうございます。

それでは、徳丸委員からどうぞ。

○徳丸委員 ありがとうございます。

大変見るのが楽しみなパンフレットができそうで、期待しております。こうしたパンフレットというのは、まず非常に中身が大切ですが、これをどう使うかと、どうこれを必要な方に届けるかというところが非常に大事だと思いますので、ぜひこの周知、配布について、できるだけ必要としている方の手に届くようにいろいろ工夫していただけるといいなと感じたところです。

それは、今、日本臨床心理士会で家族会の支援事業というのをやっていて、去年と今年で都内の家族会をたくさん回らせていただいて、上田さんにも大変お世話になっております。そこで感じることは、家族会によってエネルギーといいますか成熟度が様々で私たち専門家はあまり余分なことを言わないほうがいいなと思うところもあれば、ようやく3人、4人の方が出てくるのがやっと、何とか仕事の時間の合間を縫って出てきてくれるという方たちで細々と運営しているところもあります。家族会の力も様々というところが実際のところだと思いますので、できるだけそういうこれから発展、エンパワーしていったほしい家族会にも届くといいなと思ったところです。ありがとうございます。

○笠井会長 御意見、ありがとうございます。

ほかにはよろしいでしょうか。

どうぞ。じゃあ、最後に中村委員からお願いいたします。

○中村委員 すてきなパンフレットを拝見させていただき、ありがとうございました。

「笑顔への第一歩」のところ、御家族のほうの御意見からというところがすばらしいなと思いました。当事者の講演会の中でお聞きしたところによると、家族が自分の人生を楽しみ始めたらドアを開けなくなったというお話があって、ああ、家族も自分の人生を生きている、楽しんでいるという雰囲気が御本人にもそのように伝わっていくんだなというのは感じられたというか、それはその当事者の方がそういうタイミングにあったとも言えるんですけども、やはり家族自身が自分のセルフケアというかに取り組んでいると、それを受皿になってくれているその母体である家族会がうまくつながってそのところがいろんな家族の方に伝わっていくことでできることなのかなと、それは意見として。とてもいいパンフレットだなと思いましたので、普及啓発に努めさせていただきたいと思いました。ありがとうございました。

○笠井会長 ありがとうございます。

○小澤生活支援担当課長 笠井先生、福井委員が今入られたので、福井委員も寄稿されているので、もしよかったら御発言をお願いできればと。

○笠井会長 福井委員から御寄稿いただいていますので、もしよろしければどうぞ、お願

いします。

○福井委員 ありがとうございます。

本当に素晴らしいパンフレットで、家族の方たちの温かいメッセージとか、それからどんなふうに工夫して歩んでおられるのかとか、家族会に参加しなければ触れることができないような生の声が本当にたくさん盛り込まれていて、座談会もありますし、当事者の方たちの思いにも触れることができるという。本当に先ほど上田委員がおっしゃっていたような、読むことでほっとできる、自分たちだけじゃないんだなと思える、そしてちょっとヒントが得られる、そういったとても意義のあるパンフレットになっているんじゃないかなと感じております。やっぱり家族会の皆様、KHJの皆様が中心となって作られたということの意義をとっても感じております。

○笠井会長 福井委員、ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、貴重な御意見、ありがとうございました。

それでは、続きまして、議事の4点目ですが、令和5年度の都のひきこもりに係る支援事業の取組（案）についてです。事務局から御説明をお願いいたします。

○小澤生活支援担当課長 事務局のほうから、資料11で御説明をさせていただきたいと思っております。

来年度、ひきこもり支援事業につきましては、令和5年度の予算案としては4億6,500万円ということでございます。今、議会で審議をしているところでございます。来年度につきましても大枠はひきこもりに係る支援協議会の運営、それから当事者・家族向けの相談支援、普及啓発・情報発信、それから区市町村に対する支援という大枠でございます。この中で普及啓発・情報発信のところガイドラインの見直しについて御説明をさせていただきましたけれども、この若者社会参加応援事業ですね、社会参加等応援事業ということで見直しを行いまして、中高年齢層を含む全世代が安心して利用できる選択肢を広げるということを実施していくということでございます。広く支援団体、関係機関等に周知するというのと、訪問相談やフリースペース等を都内で運営する民間団体、この中に当事者の主体的な活動ですとか地域家族会というところも連携のパートナーとして来年度以降増えていくようなことで考えておりますけれども、連携をしながら当事者・家族をサポートしていきたいと考えております。

また、右側、区市町村に対する支援の考え方、先ほど向山委員から世田谷区のお話がありました。世田谷区のほうでも区内で話をしていく中で、委員の御発言の中では新しいガイドラインの考え方をやっぱり区市町村が理解していくということが非常に重要だというありがたいお話がありました。おっしゃるとおり、東京都といたしまして、この区市町村に対する支援というところを、この考え方を伝えていくということは非常に重要だと考えてございます。引き続きこの地域におけるネットワーク構築支援事業と

いう中で区市町村ごとの取組や連携の在り方に合わせた情報交換を実施していくという中で、それぞれの区市町村のネットワークの中に多様な考え方をに入れていただく。地域家族会ですとか当事者の活動というのも行政だけの考え方でなく幅広く入れていただくということも重要だと考えてございます。

また、徳丸委員のほうから、この家族向けパンフレットの周知の重要性のお話もございました。まさに東京都といたしましてもこの提言を受けて、行政の考え方でなく地域家族会やその当事者の話を聞くということの非常に重要性を感じたところでございますので、この新しい今後出来上がる家族向けパンフレットにつきましては区市町村の皆様にもぜひ読んでいただきまして、考え方を御理解いただいて自治体でのネットワークづくりに生かしていただく、また、サポートネットを含めた多層な支援体制をつくっていく、こんなことを来年度取り組んでまいりたいと考えてございます。

東京都からの説明は以上でございます。

○笠井会長 御説明いただきましてありがとうございます。

それでは、今の御説明に対して御意見のある方、お願いいたします。

どうぞ、上田さん。

○上田委員 今、小澤課長からも区市町村にこういった東京都の家族向けパンフレットをというところで、私も思いますのが、先ほど家族、家族というのは親御さん、きょうだい、そしてお身内の方、御家族でもいろんな方が相談してもいいんだと思える、本当に広報周知と相談体制といったところになってくるのかなと思っております。まだまだ自治体間格差というのを本当に切実に感じております。進んでいる自治体はいいんですけども、ひきこもりというもの自体への理解の格差があるということはやはり認めざるを得ないところかと思っておりまして、そのために東京都は毎年、合同相談会というのをやっていただいておりますけれども、やはり市町村単位での格差を本当になくしていく令和5年度になってほしいと願います。

これは東京都のサポートネットのホームページのトップページなんですけれども、何と一番下まで行くとこの紫色のリーフレット、ひきこもり支援に対するリーフレットというのがダウンロードできるようになっております。もうちょっと目立つ一番上ぐらいにあってもいいかなと思うぐらい、このパンフレットは各区市町村の窓口の詳細な情報が載っております「ひきこもりの悩みを抱える御家族の方へ」と書いてあるんですけども、実はこれはひとり暮らしの御本人が読んでもとてもいい内容になっていると思います。御家族の悩みだけではなく、まさにこれは多くの方に手に取っていただくべき情報満載の相談窓口一覧内容になっておりますので、もう少しこちらが有効に活用されるといいかなと思っております。

あと、このネーミングも、家族の方へというよりは、ひきこもりは特別なことではありませんよ、一緒に考える窓口や相談先の紹介が載っていますみたいな、あなたと御家族、関係する方はどなたでも、という広く呼びかける文言があると手に取りやすいので

はないかと思っています。とにかく窓口をどんどん広げていく広報を令和5年度は期待しております。

私からは以上です。

○笠井会長 上田様、ありがとうございました。

ほかにかがでしょうか。

それでは、井利様からで、その後、前田様にお願いいたします。

○井利委員 質問なのですが、地域におけるネットワーク構築支援事業のところがございますが、こちらの中に広域、何か近くの地域とか市区町村が広域でやるよといったようなそういった取組といったものはここには含まれているのかなと思っております。というのは、やっぱり若者というのはそもそも移動していくものですし、その地域だけとなってくると非常に感覚的にも狭いですし、あと、やっぱりうちの地域に行くのは知っている人と会っちゃうかもしれないからはばかれるなといった方が隣の地域といったところでちょっと行ってみようかなと思ったりもしますし、もう少し地域が地域で固まらないで、うちの地域だけ、うちの市区町村だけという感じではなくてもっと広域にやれるという仕組みがここには入っているのかなと思ひまして、質問です。

○小澤生活支援担当課長 はい。東京都のほうから。今後の地域におけるネットワーク構築支援事業そのものはサポートネットと自治体と一対一でやっておりまして、先ほど上田委員から御発言があったように、それぞれの自治体の取組を底上げしていくような、この考え方をしっかりお伝えしながら丁寧に一つ一つやっていくという事業なんですけれども、ここにはないもので支援推進会議というのを実施しておりまして、こちらは各区市町村の部長級の皆様と、東京都も教育庁ですとか産業労働局ですとか複数の局にまたがる形で会議体を持っております。この会議体の下に課長級の連絡会というのがございます。こちらの二つの会議体では非常に活発に御議論をいただいております。今、各自治体がひきこもりの支援をやはり取り組み始めたところで、そういった今回参加いただいている自治体、八王子さんですとか足立区さん、奥多摩さん、それぞれ課題意識を持ちながら取り組んでいます。情報交換をする中でやはり広域的に少し連携をしたほうが良いという意見も出ております。そういった御意見を意見交換の中で紹介したり、東京都からもそれぞれの自治体の連携についてお願いをしたり、また、個別の支援の中で東京都ひきこもりサポートネットの中の支援がもっと非常に継続的な形になっていくと個別のケースでも連携を深めていったり、そういった形で徐々に進めていけるかなと思っております。それぞれの自治体がまず取組を開始していただくということが非常に重要ですけども、その後、横のつながりということを深めながら実施していくことが望ましいですし、また、関係機関の皆様は複数の自治体と今関係を持っていただきながらやっていただいております。こういったところも自治体間の連携を強めるところで鍵になってくるかなと考えてございます。

以上でございます。

○笠井会長 御説明、ありがとうございます。

続きまして、前田様、いかがでしょうか。

○前田委員 ありがとうございます。国立社協の前田です。お世話さまです。

取組というところで課題、背景というところでちょっと気になってしまうところが、やはりこのコロナというところで発生している問題が非常に大きくこの数年は関わってきているのかなという部分について東京都としてどう考えてくださっているかなと思ったところが実はございます。ひきこもり当事者、親御さんの高齢化というところで家族というところが大きく取り上げられているところではあるのですが、やはりそれだけではなく困窮によるひきこもり、コロナの後遺症によってちょっと仕事ができなくなってしまって、もう社会から取り残されたようになってしまう方がひきこもることや、ひとり親世帯も含めてですけれど、やはり親御さんが体調や精神的に崩されてのひきこもりとかいろんな問題が多面的に出てきているというのがここ3年たつての状況なのかなと思うところです。やはりひきこもりという部分についての背景が大きく変わってきているところでもありますので、そういったものも含めて区市町村というところも含めて考えていかなくはないとは思いますが、先ほど上田先生もおっしゃっていましたが、誰でもが手に取れるようなそういうチラシ、パンフレットというものが本当に必要なんだろうなと思いつつ今までお話をお伺いしておりました。

以上です。ありがとうございます。

○笠井会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

よろしいようでしたら、それでは会議の時間の都合もありますので、本日のところはここまでとさせていただきますと思います。

それでは、本日予定されていた内容は以上ですけれども、事務局からアナウンス等がございますでしょうか。

○小澤生活支援担当課長 本日は、長時間にわたりまして活発に御議論をいただきましてありがとうございます。

事務局からの連絡事項でございます。資料12を御覧いただきたいと思っております。

協議会の当面の予定についてです。次回、来年度の協議会の開催については、また来年度に入って改めて日程調整をさせていただきますと思っておりますけれども、第1回協議会を5月から6月ぐらいに開催いたしまして、その間、2回ほど開催をして、また2月、3月頃に協議会を開催すると、こんな大枠で考えてございます。

事務局からは以上です。

○笠井会長 御説明いただきましてありがとうございます。これについて御質問等はいかがですか。大丈夫でしょうか。

そうしましたら、今日は長時間にわたりまして貴重な御議論をありがとうございます。

た。

以上をもちまして閉会とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

(午後 6 時 37 分 閉会)